

奈良県公安委員会告示第51号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和6年4月5日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子

1 検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級並びに当該検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日及び定員

(1) 警備業務の種別及び級並びに定員

- ア 施設警備業務1級及び2級 各5名
- イ 交通誘導警備業務1級及び2級 各5名
- ウ 貴重品運搬警備業務1級及び2級 各5名

(2) 実施期日

令和6年7月13日（土）午前9時から正午まで

各検定合格者審査とも集合時間は、午前8時30分とする。

2 実施場所

橿原市葛本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課

3 検定合格者審査の対象者

検定規則附則第6条に定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部が免除される者を除く。

4 検定合格者審査の申請手続

検定合格者審査を受けようとする者（以下「審査申請者」という。）は、次により申請を行うこと。

なお、この申請は先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

(1) 申請期間

令和6年5月13日（月）から同月20日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 申請場所

ア 奈良県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

イ 奈良県内の営業所に属する警備員

その属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

ウ 奈良県公安委員会から検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証の交付を受けている者（ア及びイに掲げる者を除く。）

奈良県内の警察署の生活安全課（係）

(3) 提出書類

ア 審査申請書 1通

イ 奈良県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定規則第8条の合格証の交付を受けている者は、次に掲げるいずれかの書面 1通

(ア) 奈良県内に住所を有することを疎明する書面

(イ) 奈良県内の営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真 1葉

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

エ 旧検定規則第8条の合格証の写し 1通

5 審査手数料（申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。）

4,700円

なお、申請をした検定合格者審査を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 検定合格者審査の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 その他

(1) 申請の際は、運転免許証その他の身分を証明する書類（審査申請者の写真が貼り付けられたものに限る。）を持参すること。

(2) 検定合格者審査の当日は、旧検定規則第8条の合格証を持参すること。

(3) 問合せ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号（代表） 0742-23-0110 内線3043